

平成25年度第2回大分市子ども・子育て会議 会議録

1 日時：平成25年10月 9日（水）13時30分～15時45分

2 場所：大分市役所本庁8階 大会議室

3 出席委員：

村嶋幸代委員（会長）、阿部俊作委員、定宗瑛子委員、安藤昭和委員、大津康司委員、藤田卓也委員、池田貴士委員、瀧野二三世委員、田口敦久委員、鹿嶋秀和委員、野尻和子委員、遠藤直美委員、猪原一浩委員、後藤誠司委員、中村朱美委員、大西正久委員

4 議事：

- (1) 各委員からの質問や意見について
- (2) 大分市の取組み状況等について
- (3) 基本指針について
- (4) 事業計画策定における区域設定について
- (5) 大分市子育てに関するニーズ調査について
- (6) その他

5 議事の概要：

- ・ 前回会議の意見や質問について説明を行なった。
- ・ 議題2から4について、それぞれ説明を行い、質疑応答が交わされた。
- ・ ニーズ調査についての説明を行い、質疑応答が交わされた。ニーズ調査票への意見については事務局で訂正をした後、会長と副会長に一任することが了承された。

6 会議の経過：

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから、「第2回大分市子ども・子育て会議」を開催いたします。

はじめに大分市福祉保健部長 山村よりご挨拶を申し上げます。

（事務局）

第2回「大分市子ども・子育て会議」の開催に当たり、ひと言ご挨拶を申し上げます。村嶋会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、先週の第1回の会議に引き続き、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

さて、先週、安倍総理が来年4月からの消費税率8%への引き上げを決定すると表明したところでございます。このことにより、国は新制度の本格施行に向けて一歩前進させた

ところでございます。

このため、各自治体においても今後、ニーズ調査をはじめとした新制度に向けた準備をさらに推し進める必要があります。

本日の議題は、本市の子ども・子育て支援に関する取り組み状況等についての現状報告、国から示された基本指針についての説明、さらには事業計画策定における区域設定や本市の子育てに関するニーズ調査についてでございます。

内容が大変多いかと存じますが、委員の皆様方におかれましては、本市の子どもにとって、より良い支援が実現されるよう、それぞれの立場から、高いご見識と豊かなご経験をもとに真摯なご審議をお願い申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

(事務局)

続いて、本日の出席者についてですが、ご都合により2名の委員が欠席となります。欠席は、古賀副会長、仲嶺委員でございます。長田委員につきましては、遅れて来られるとの連絡が入っております。13時30分現在、全委員19名中16名のご出席をいただいております。大分市・子ども・子育て会議条例第6条2項に基づき、本日は定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

会議に入ります前に、配付資料の確認と本日の予定についてご説明いたします。まず、第1回目のお帰りの際にお渡ししました資料の確認をさせていただきます。

資料確認

次に、本日、資料の差し替えとしてお手元にお配りしております資料を確認させていただきます。

(資料2) 14, 15ページの差し替え A3で1枚

(資料5) 差し替え A3で1枚

の2種類でございます。

本日の会議は、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。会議の終了予定時刻は15時30分を目安としております。それでは、ここからの議事の進行につきましては、村嶋会長さんをお願いしたいと思います。村嶋会長さん、どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、ここから本日の会議を進めさせていただきますので、ご協力のほどお願いいたします。議事に入ります前に、本日は2名の傍聴者の方がいらっしゃいます。傍聴者の方に申し上げます。傍聴を許可いたしますので、静粛に傍聴をお願いいたします。なお、議事進行の妨害となる行為等のある場合には退場いただくことがありますので、念のため申し上げます。ご協力をお願いします。

それでは、議事に入ります。はじめの議事は、第1回の議事内容の確認としまして「各委員からの質問や意見について」です。それでは、事務局からの説明をお願いします。

(事務局) 【(1) 各委員からの質問や意見について】

資料1「第1回大分市子ども・子育て会議」で出された主な意見をご覧ください。先週の会議では、4名の委員さんから新制度の目的のひとつである待機児童の解消のための方策や施設の指導監督を含む大分市の組織体制のあり方や保育の必要性の認定方法など5点のご質問をいただきました。それぞれのご質問の主旨及び事務局の回答概要をまとめておりますので、ご確認のほどよろしくお願いたします。

(会長)

ただいまの事務局から説明について、何かご意見・ご質問はありますか。特によろしいでしょうか。

それでは、次の議事に移りますが、「大分市の取組み状況等について」です。これから、事業計画(案)を策定するにあたりまして、大分市の現状について認識する必要があります。事務局から、大分市の取組み状況等についての説明をお願いします。

(事務局)

「大分市の取組み状況等について」説明いたしますので、資料2をご用意ください。

まず、1枚めくっていただき、目次をご覧ください。目次にあります「1. 大分市における子ども・子育て支援施策の現状」では、子ども・子育て支援法に基づく事業の本市の取組み状況をまとめたものでございます。これらの事業については、ニーズ調査の結果に基づき、需要を満たすように供給体制の整備の方策を立てる必要がありますことから、それぞれの事業についてご説明させていただきます。

それでは、1ページをお開きください。(1)の子ども・子育て支援給付の対象施設となる認定こども園、幼稚園、保育所について説明いたします。

まず、認定こども園は、保護者の就労状況等に関わらず、そのニーズに合わせて子どもを受け入れ、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設でございます。また、子育ての不安に対する相談を受けることや、親子の集まる場所の提供など、地域における子育て支援の役割も果たす施設でございます。

認定こども園には、4つの類型がありまして、ご覧のように、幼稚園と保育所の両方の認可を受けている「幼保連携型認定こども園」、幼稚園または保育所のどちらかの片方の認可のみを受けている「幼稚園型認定こども園」や「保育所型認定こども園」、幼稚園と保育所のいずれの認可も受けていない「地方裁量型認定こども園」というように認可の有無により分類されております。

現在、認定こども園は、大分市内に5ヶ所ありまして、幼保連携型が1ヶ所、幼稚園型

が3ヶ所、地方裁量型が1ヶ所となっており、平成25年5月1日現在、0歳から小学校就学前まで子ども845人が通っております。

次に、2ページをご覧ください。幼稚園は、幼稚園教育要領に基づき、幼児期における学校教育を行う施設でございます。本市におきましては、市立と私立の幼稚園が担う役割を明確にしたうえで、連携・協調を基本とし、幼稚園教育の振興と充実を図っているところであり、今年度は、休園中の1園を除き、市立28園、私立28園の合計56園が、運営しております。なお、「対象幼児」、「利用時間」、「利用料金」等につきましては、記載のとおりでございます。また、「施設数」及び「利用者数」には、先ほどご説明申し上げました認定こども園のうち、幼保連携型および幼稚園型認定こども園を含んだ数であります。

次に、3ページをお開きください。保育所は、保育所保育指針に基づき、保護者が働いていたり、病気にかかっているなどの理由で、家庭で子どもの面倒をみる人が誰もいない場合、保護者に代わって保育するための児童福祉施設でございます。保育所の運営主体には、市立と私立がございますが、児童の入所の可否については、「保育に欠ける基準」や「各保育所の申込状況」を見ながら、大分市で判断しているところでございます。利用料につきましては、幼稚園は施設ごとに保育料を設定しているのに対して、保育所は世帯所得に応じた応能負担となりますので、児童の年齢や世帯により保育料が異なります。また、「対象児童」、「利用時間」、「施設数」等につきましては、記載のとおりでございます。

なお、利用者数につきましては、保育所の特性であります。年度始めは少なく、年度末が最も多く児童を受け入れることとなります。このため、4月1日時点の利用者数は、市立保育所1,213人、私立保育所5,583人の合計6,796人でしたが、9月1日現在では、市立保育所1,289人、私立保育所5,962人の合計7,251人の児童が利用しております。

次に、4ページをご覧ください。家庭的保育事業は、保育士や幼稚園教諭等の資格を有し大分市が認定した家庭的保育者いわゆる保育ママが、その自宅で少人数の児童を家庭的な雰囲気の中で保育を行う事業でございます。対象児童は、生後3ヶ月から2歳までとし、保育所と同様に家庭において保育ができない児童が対象となっております。利用料金につきましては、保育所より低く設定しておりますが、世帯の所得に応じた応能負担となっております。平成23年度に3箇所の保育ママで事業を開始し、1箇所あたり3人までの受入を行い、今年度は7箇所で、6月1日現在、20人ですが、10月1日現在は、21人の児童が利用しております。

次に、5ページをお開きください。ここからは、「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業について説明をいたします。

はじめに、地域子育て支援拠点事業につきましては、本市では、地域子育て支援センターとこどもルームの2つの事業を実施しております。それぞれの事業の違いにつきましては、地域子育て支援センターでは、子育てをしている家庭を支援するため、育児相談や育児支援家庭訪問、子育ての情報提供、子育てサークルの支援を行なっています。また、

こどもルームでは、子育て中の保護者とその児童が交流を図ることができる集いの場を提供しております。

地域子育て支援センターは、今年の7月よりホルトホール大分内の子育て交流センターに移転して事業を実施しております。子育て交流センターでは、こどもルーム、後ほど説明いたします子育てファミリー・サポート・センター、言葉や発達に不安のある親子が通所するにこころルームなど、多くの機能を集結させ、桜ヶ丘保育所をはじめとする市立保育所15箇所と11箇所のこどもルームが緊密な連携を行なうことにより、子育て支援の総合的な拠点施設としての役割を果たしております。

次に、6ページをご覧ください。妊婦一般健康診査ですが、安全な分娩と健康な子どもを出産するため、医療機関及び助産施設で、妊婦健康診査を14回受けることができます。

次に、7ページをお開きください。

乳児家庭全戸訪問事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業になりますが、子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭に訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言を行なっております。特に支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスが提供できるよう関係機関との連携を図っております。

次に、その下、④養育支援訪問事業ですが、先ほど説明しました乳児全戸訪問事業等により、児童の養育に積極的に支援が必要と判断される家庭に対して、ヘルパーによる育児や家事の援助を行ったり、保健師等の専門員が訪問して助言・指導を行なうなど、養育上の諸問題の解決や軽減を図っております。

次の8ページをご覧ください。子育て短期支援事業ですが、ショートステイとトワイライトステイの2つのタイプに分けられます。⑤-1のショートステイでは、家庭において養育が一時的に困難な場合に、児童養護施設や乳児院に短期的に宿泊をする事業であり、⑤-2のトワイライトステイは、保護者が仕事などで平日の夜間や休日に養育ができない場合に児童養護施設や乳児院で児童を預かる事業となっております。

次に9ページをお開きください。

子育てファミリー・サポート・センター事業は、「援助を依頼する人」と「援助を提供する人」が会員となって、会員同士が相互に育児に関する援助活動を有償で行うものです。

次に10ページをご覧ください。一時預かり事業は、週3日程度のパート就労や保護者の疾病、育児疲れの解消などで一時的に保育が必要となる場合に、1歳以上の児童を一時的に預かる保育サービスでございます。対象児童は、市内在住で幼稚園に就園していない1歳以上の児童を対象に、10ヶ所の認可保育所で実施しています。

次に11ページをお開きください。延長保育事業は、通常の保育時間を越えて保育を行う事業です。「利用時間」の欄に18時以降と記載しておりますが、開始時間は各施設により異なっており、多くの施設が18時から延長保育を実施しております。なお、延長時間については、各施設が自由に設定することができ、多くの施設は1時間延長を行っております。市内で最も長い延長時間は、4時間で、22時までの延長となっております。

次に、その下の⑨病児・病後児保育事業は、入院などの必要がない病気の子どもを保護者が仕事の都合や疾病、冠婚葬祭などにより家庭での育児が困難な場合に、病院に併設した専用の保育施設で一時的に預かる事業です。市内4ヶ所の医療機関において、おおむね10歳未満の児童を対象に保育を行なっております。

次に、12ページをご覧ください。放課後児童クラブ、大分市では児童育成クラブと呼んでおりますが、主に小学1年～3年生で、保護者が昼間家庭にいない児童を対象として、放課後の適切な遊びと生活の場を提供しております。現在、児童健全育成に取り組んでおられる地域の方々や保護者代表及び学校長などで組織する運営委員会がクラブ運営をしており、市内には55クラブございます。利用児童数も年々増加しており、25年4月には2,977人に上っております。

次に、13ページをお開きください。「2. 大分市における就学前児童の現状」についてです。

(1) 就学前児童数につきましては、平成21年度と25年度を比較しますと300人程度増加しておりますが、ほぼ横ばいで推移しています。出生数は、ここ5年間は、毎年4,500人前後で推移しているところでございます。

次に(2) 施設の利用割合につきましては、施設の利用状況は、3歳未満では、約26%が保育所や認可外保育施設に通園しております。また、3歳以上では、幼稚園に通う児童も増えますことから、約85%がそれぞれの施設に通園しております。

続いて、本日お配りした差し替え資料の14ページをご覧ください。(3) 保育所入所児童と待機児童数の推移についてであります。説明に入ります前に、待機児童の定義についてご説明いたします。待機児童数は、保育所に申込した申込者数ではなく、その申込者の中で厚生労働省が定める基準によりカウントした数でありますことから、特定の保育所に入所したいために他の保育所を希望せずに空きがでるのを待っている場合や、今後育児休業に伴い職場復帰する方が事前に申し込んでいる場合、また仕事を探している場合等は、この待機児童数には含まれておりません。このグラフに示しているように、大分市の入所児童数は年々増加しておりますことから、4月の待機児童数は、平成21年以降年々倍増しており平成25年4月時点では89人となっております。しかし、実際に保育所に入所できなかった児童は774人いる状況でございます。また、10月の待機児童数は、平成23年度以降急増しており平成25年10月現在では134人となっております。

下の〈参考〉で大分市の人口推移と今後の推定であります。国立社会保障人口問題研究所が5年毎に推計した数値を表しており、平成27年度が人口が一番多く、それ以降は減少に転じる見込みとなっております。

次の15ページをご覧ください。「3. 待機児童解消に向けた取組み状況」です。本市におけるこれまでの待機児童の解消を図るための取組みにつきましては、次世代育成支援後期行動計画に基づき、平成22年から平成26年までに目標330人の定員拡大を図るために、既存認可保育所の増改築等による施設整備、現行施設のまま施設整備を伴わな

い定員拡大、新規設置認可、社会資源を活用して賃貸による分園設置により、定員拡大を行ってまいりました。この次世代育成支援後期行動計画の策定当時は、平成22年以降人口が減少していくとの推計でしたが、実際には、人口もわずかに増加しており就学前児童数もほぼ横ばいで推移してきました。また、女性の社会進出や経済情勢の影響に伴い、保育所を希望する保護者が増えていることから、今年度は、平成26年4月に360人の定員拡大に向けて、施設整備や分園設置に取り組んでいるところです。このことにより、次世代育成支援後期行動計画で目標としていた330人増を超える670人増の定員拡大を図る予定となっております。

以上、大分市の子育て支援施策の現状について説明を終わります。

(会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明について、何かご意見・ご質問はありますか。

(委員)

私立幼稚園のことで内容が少し載っておりますけれど、後半の保育所を見ますとかなり詳しいデータが入っておりますので、少し私立幼稚園の現状を報告させていただきます。私立幼稚園は現在大分市に28園ありまして、預かり保育の部分になりますが、全園が預かり保育に取り組んでおります。そして、降園後、降園時間は園によってまちまちですが、約6時くらいまで預かりをしております。1日の預かり人数は延べ人数ですが600人から700人くらいの子どもたちが、その施設を利用しながら預かり保育を受けている状況です。中には就労、お父さんお母さんが仕事をしながら延長的な保育をお願いしたいという部分でみなさん預かっている状況です。それからもう一つ、利用料金ですが、施設ごと保育料・入園料等が多少違うのですが、平均的な金額を申し上げますと、だいたい大分市は教材費・給食費を除いて約20,000円となっております。幼稚園さん等によって多少異なりますけれど、一応そのような金額を設定しているところでございます。それから、保育所は所得によって利用料金が違いますが、幼稚園は一律で同じ金額ですが、国と市の補助金で就園奨励費、所得によって保護者に支給される金額がでございます。教育委員会の方でしっかり取り組んでいただいておりますけれど、そういう減額の措置がでございます。

(会長)

ありがとうございます。他に、何かございませんか。

(委員)

4ページで保育ママということで説明をいただいておりますが、利用者数が20名、施設数が7ヶ所ということなのですが、こちらの需要と供給のバランスはこの7箇所だけでい

いのかという問題と、先程の待機児童の関係で説明いただいて、平成25年度は89人、そして774名の方が、ここは潜在的な待機児童ということでしょうか。説明をお願いします。

(事務局)

保育ママについては、年々増やしている状況で、市の方としましても10名まで拡大していきたいと考えています。それに向けて毎年取り組みを進めている状況です。保育ママの場合は資格を持った方が1名ということで、それに対して補助者もつけるようなかたちで考えています。大きな保育所と違って保育士の数が少ないので、1保育室について3名までの定員としております。続いて、待機児童につきましては89名ということで、先程申しましたように、4月1日現在申込みをしている数が全部で774人ということで、その内の待機児童でカウントされるのが89名いることとなります。育児休業で前もって申込みをされている方とか、まだ要件が全くないけれど申込みをしている、求職中の方とか、家庭でみる人がいるけれど保育所に預けたいとか、待機児童のカウントにならない部分の数が774人で、この数は、保育所に入りたい、希望している数として把握しております。

(会長)

ちょっと聞き漏らしたのですが、平成25年の▲印は10月1日時点でよいですか。

(事務局)

はい。入所児童数については4月1日の数でありまして、それに対する4月1日時点の待機児童数と、10月1日時点の待機児童数が今出ましたので、10月の待機児童数も掲載させていただきます。

(会長)

では、134名で思ったほど多くはない。平成24年度は130で、平成25年度は134なのですね。

(事務局)

はい、そうです。

(会長)

先程のご質問はよろしいでしょうか。他にご質問はよろしいでしょうか。色々な取り組みがなされておりまして、それぞれ少しずつ効力を持ち、かつ保育ママさんも増やしていこうとする中で今の状況があるということだと思います。他にございませんでしたら次の議題に移ります。では、「基本指針について」に移ります。それでは、お願いします。

(事務局)【(3) 基本指針について】

それでは、事務局より「基本指針の概要」について説明させていただきます。資料3「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」と資料4の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針概要について」をご準備ください。

この基本指針は、これから委員の皆様のご協力を得ながら作成いたします事業計画の手引書となりますが、この指針が難解でありますことから、本日は、少しでもわかりやすい説明に心がけながら紹介させていただきます。これからご説明いたします基本指針の内容は、子ども・子育て支援法に基づく内容でございますので、幼児教育・保育分野が主な内容となっております。また、第一章の子育て支援の意義につきましては、子ども条例の趣旨に大いに合致するものとなっております。

資料4の1ページをご覧ください。この資料は、2ページ目以降上下にページを付番しています。上下のページ番号を使って説明させていただきます。

国は、子ども・子育て支援法第60条に基づき、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針を策定することとなっております。また、国においては、基本指針の策定にあたり5回の子ども・子育て会議を開催し、委員からの意見を踏まえて、この基本指針案を取りまとめております。この基本指針には、○子ども・子育て支援の意義、○制度に関する基本的事項の提示、○地方自治体の事業計画の作成指針、○関連施策との連携等が示されており、地方自治体は、基本指針に基づいて、子ども・子育て支援新制度の実施にあたっての事業計画などを作成することとなっております。また、基本指針の策定や変更の際には、子ども・子育て会議の意見を聴くこととされています。

2ページをお開きください。ここでは、基本指針の体系をお示ししています。第一章では、子ども・子育て支援の意義について記載されております。第二章は、新制度の実施にあたり国が定める基本的事項となっております。網掛けをしています第三章が、この基本指針のメインの部分で自治体の計画策定に係るガイドラインの部分にあたります。第四章から第六章につきましては、関係施策との連携という部分の内容になります。

3ページをご覧ください。ここからは、体系ごとに主要内容についてご説明いたします。参考として、資料3の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)」の該当ページも併せて紹介させていただきます。まず、「第一章の子ども・子育て支援の意義に関する事項」でございますが、この章では、教育基本法、児童福祉法、児童憲章、児童の権利に関する条約などで示された内容を踏まえ、○子ども・子育てを巡る環境、○子どもの育ちに関する理念、○子育てに関する理念、○関係者の責務、役割について資料3の基本指針の2ページから9ページにかけて記載されております。3ページでは、その概要を箇条書きにしております。本市の事業計画における基本理念についても、これらの内容を踏まえたものになると考えております。折角の機会ですので、基本指針の本文の一部を紹介させていただきます。

恐れ入りますが、資料3の6ページをお開きください。ご紹介したいところは、「三の子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」についてでございます。この部分については、国の子ども・子育て会議においても、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」ことを基本的な認識としている一方で、親に責任があるというだけではなくて、2段落目にありますが、「子育てとは、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みである。」こと、そして「その保護者がその責任を果たすこと」が可能となるように、「地域や社会が保護者に寄り添う」、「保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えていく」といった子ども・子育て支援が必要との議論がなされ、基本指針に示されたところでございます。このような内容に落ち着くまでに、国の子ども・子育て会議において様々な真摯な議論が何度も行われていく中で、理念の一致がなされ、各委員が共通の認識を持った基本指針ができあがったとされてます。

恐れ入りますが、先ほどの資料4の4ページにお戻りください。次に、「第二章の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項」についてでございますが、資料3では、9ページとなります。まず、漢数字の一のところでは、関係者の役割的なことを書いてあり、市町村、県、国のそれぞれの代表的な役割について書いてあります。市町村は、子ども・子育て支援制度の実施主体となり、県や国は市町村を重層的に支える役割を担うとされております。新制度では、保育の量的拡大と併せて、教育・保育の質の向上が大切であるため、基本指針では、そのことが、上から5番目の○印のところにあります「新制度は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供が主眼」という文言で表現されており、具体的には、「保幼小連携のための取組」、「保育者に対する研修の充実」、「処遇改善を始めとする労働環境への配慮」、「教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者に対する適切な指導監督、評価」といった内容が列記されています。次に、漢数字の二の「子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働」では、「市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携及び協働」と、「市町村相互間の連携及び協働並びに市町村と都道府県との連携及び協働」体制の整備のことが記載されています。

5ページをご覧ください。この基本指針のメインであります「第三章の子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」についてでございます。まず、漢数字の一の「事業計画の作成に関する基本的記載事項」につきましては、市町村と都道府県の事業計画で共通する事項をまとめて書いてあります。具体的には、資料3の13ページから16ページにかけて書いてございますが、内容を要約いたしますと、「法の理念と子ども・子育て支援の意義を踏まえて計画を作ってください、その際、次世代法の後期行動計画に記載のある内容についてうまくいったのかどうかといった分析・評価を行うことや、地方版の子ども・子育て会議を通じて当事者の意見をしっかり聞いてください、という話でありましたり、市町村間及び市町村と都道府県との間の連携を図る」といった基本的な事項が記載されています。さらに、計画策定にあたっては、さしあたり、利用状況と利用希望の把握が必要に

なりますが、これについては、まずは、市民の皆様方が現在、こういった施設・事業を利用しているのかという利用状況を把握し、それに加えて、現在では、どのサービスも利用していないが、今後、利用したいという希望、あるいは、今、利用している施設を変わりたいという希望があるかもしれませんので、それらを保護者に対する調査を行い、これらの結果を踏まえて量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが共通事項として記載されています。次に、漢数字の二と三の市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項及び任意記載事項につきましては、後ほど9ページでご説明いたします。

次に、6ページをお開きください。資料3では48ページとなります。第四章では、市町村は、要保護児童や障害児等を含めた地域の子どもと子育て家庭全体を対象とした子ども・子育て支援の基盤整備を行うことや、都道府県が行う施策との連携を確保し、支援が必要とする家庭に必要な支援が届くようにすることが必要であることなどが基本指針で示されています。次に、第五章は、ワーク・ライフ・バランスに関する内容でございます。資料3では49ページとなります。この章では、子ども・子育て支援施策の充実のみならず、「働き方の改革」による仕事と生活の調和の双方を早期に実現させるために、国において取り組むべき施策を基本指針で示しております。

次に、7ページをご覧ください。資料3では50ページとなります。第六章では、地方版子ども・子育て会議の重要性について示し、地方自治体に子ども・子育て会議の設置を促す内容となっています。

次に、8ページをご覧ください。ここからは、市町村子ども・子育て支援事業計画についての概要についてご説明いたします。この基本指針に基づいて、全国のすべての自治体が市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとなります。この事業計画は、1期5年間とし、平成27年度から始まります。しかしながら、新制度の施行にあたって、最低半年の準備期間が必要となるため、事業計画などの策定は、平成26年の半ばまでに終わらせておく必要がございます。また、計画の作成に先立ち、子どもと保護者の置かれている環境や意向等を勘案する必要があることから、ニーズ調査を実施いたします。このニーズ調査につきましては、この後、ご説明いたします。

次に、9ページをご覧ください。この図は、事業計画の全体をイメージしたものでございます。今回の事業計画は、子育て支援についての需要と供給を定める計画でございます。地域の様々な家庭の状況によってどのような声・つまりニーズ・需要があるのか、現在の利用状況と今後の利用希望を含めて、把握し、それに応えるための供給体制を整備していく計画を検討することとなります。

次に、10ページをお開きください。市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項は、必須事項と任意事項からなっております。①必須記載事項のア)の区域の設定につきましては、恐れ入りますが、資料3の16ページの一番下の項目の「1教育・保育提供区域の設定に関する事項」をご覧ください。認定こども園、幼稚園、保育所等の提供区域については、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子ども

もが居宅より容易に移動することが可能な区域を市町村の判断で定めることとされています。この定めた区域の法律的な効果としましては、本市が認可を行う幼保連携型認定こども園、保育所、地域型保育事業の認可の際に需要と供給のバランスを見る区域、つまり、需給調整を判断する区域となりますので、そのこと念頭に置いた区域設定となります。次に、イ)の量の見込みと提供体制の確保及び実施時期についてでございます。資料3では17ページとなります。まず、量の見込みということで需要の把握につきましては、「現在の施設等の利用状況」と「利用希望」を踏まえて必要利用定員総数を見込むこととなります。

具体的には、下の11ページの「③事業計画の記載事項イメージ」の上から2つ目の囲みの「幼児期の学校教育・保育」をご覧ください。そこに、左側に「量の見込み」にありますように、1号認定（3歳以上で教育のみの人）、2号認定（3歳以上で保育を必要とする人）、3号認定（3歳未満で保育を必要とする人）の認定区分ごとに量をそれぞれ見込むこととなっています。この見込んだ量に対して、右側の「確保の内容・実施時期」にありますように、認定区分に応じた施設で定員数を確保することとなります。また、不足がある場合には、その不足分をどのような施設でいつ整備するかを計画に盛り込んでいくこととなります。

10ページにお戻りください。次に、ウ)の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期につきましては、9ページが一番下の囲みにあります、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに、イ)の学校教育・保育の量の見込みや提供体制の確保と同様のやり方で数値目標を設定することとなっています。次に、エ)の幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容につきましては、アからウまでは定量的なお話しでしたが、エのところは定性的な内容を事業計画で定める必須記載事項となります。具体的には資料3の23ページにございますが、新制度の主な目的のひとつである、教育・保育の一体的提供ということで、新制度では認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、親の働き方が変わっても子どもの育ちの場所が分断されないという特徴がありますことから、幼稚園や保育所から認定こども園への移行希望があった場合に、円滑に移行できるような支援を自治体としても考えて、その内容を記載するということになっています。特に、幼保連携型認定こども園は、今回作りやすい仕組みに改正したため、その普及に取り組んでいくことが望ましいと書いています。その他、幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援でありますとか、質の高い事業の進め方や認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携につきましても、市町村の推進方策について記載することとなっています。

次に、任意記載事項についてでございます。まず、オ)の産後の休業及び育児休業後の円滑な利用の確保についてでございます。資料3では24ページとなります。現在、0歳児の子どもの保護者が保育所の入所が4月でないと入りにくいため、育児休業の取得をためらったり、育児休業を途中で切り上げるといった状況があるといわれています。1歳ま

で育児休業が取得できその後、認定こども園、幼稚園、保育所や地域型保育事業の利用が可能な環境整備等が重要なことから、それらの点を踏まえ、地域の実情に応じた施策を盛り込むことが任意事項となっています。次に、力)の都道府県が行う施策との連携についてでございます。資料3では24ページになります。県が行う児童虐待防止対策ですとか、ひとり親家庭への支援、障がい児施策の充実について大分市と県の連携に関する事項となっています。次に、キ)のワーク・ライフ・バランスについてでございます。資料3では、27ページになります。ここでは、仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進のために、広報・啓発が中心とした事項となっています。

12ページ以降につきましては、只今、ご説明いたしました基本指針に記載されている主な内容を要約したものでございます。後ほどご覧ください。

以上で、基本指針の説明を終わります。

(会長)

ありがとうございます。とても膨大なもので、法律を大分市の方にどのように位置付けるかということで随分苦勞なされたのだなとわかります。何かご意見・ご質問はございませんか。

(委員)

今の説明を聞きながら何度も言葉が出てきているのですが、教育・保育の質の向上という部分を大変大切にまず根底に持ちながら色々な部分を整理していこうというのがよく伝わってきますし、国の考え方を通して大分市が何をしようとしているかがよく理解できる内容だと思います。ただ、具体的な面で教師や保育士の研修に関係した充実に対して大分市としてどんな考え方をしているのかというのを聞きたいのと、それからやはり連携というのが大変大切になってくると思います。現実認定こども園をしまして、保護者の質の問題、本当に幼稚園の保護者と未満児の保護者、働いているお母さんの子どもに対する愛情と言いますか、そういうのがわからないと、はっきり言ってくる親も何人かいます。そういう人たちに対して、幼稚園型として私たちが教育というものをどのように伝えていけばいいのか、というのを日々奮闘しているところなのですが、そういったところから、幼稚園も保育園も垣根を取っ払って本当に大分市の子どものために私たちができることは何なのかというのを真剣に考える時がきていると、遅いのかもしれないのですが、これから一生懸命考えていかなければならないと思っています。そのために大分市の求めている子ども像と言いますか、それは大分市の幼児教育振興計画の中にも謳われているのですが、そこら辺のところも含めて、待機児童の解消だけをすればいいのではないことは重々わかってみんなで考えていることなのですけれど、その辺りの市の考え方をちょっと聞かせていただけたらありがたいなと思っています。

(会長)

はい。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局)

非常に大事な部分だと認識しております。本当、今委員さんのところも幼稚園型の認定こども園をされているということで、この認定こども園制度というのは平成18年度から制度が始まりました。しかしながら、なかなか文科省と厚労省の縦割りの部分だとか、先程申されておりましたけれど、幼稚園教諭と保育士との連携の難しさ、仕事の体制のあり方が一体的なかたちでやっていかなければならないということで、今回27年度スタートします子ども・子育て支援新制度につきましては、幼保連携型の認定こども園を目指すことにより、子どもさんが保育園の籍であろうと、幼稚園の籍であろうと、健やかに育つサービスを享受いただける、また、地域の子育て支援も実施するという3つの保育、教育、地域の子育て支援、というようなかたちになりますので、関係者と一緒になりまして、考えていかなければならないなという風に思っております。また、いろいろと貴重なご意見をいただきたい。そしてまた、待機児童の解消のための量的拡大だけでなく、質の確保というのを子どもたちのために、下支えをしていかなければならないのかなという風に認識をしております。

(事務局)

今ご質問いただきましたように、質の確保・向上、大きくポイントが何点かあると思います。委員さんのお話にありましたように、幼児教育、保育、また小学校の円滑な連携、これに関しましては23年度から大分市としても取り組みを始め、今年度にその23、24年度協議をしてきたものが、大分市幼保小推進会議から推進協議会というものに変えております。その中でも、先日も160施設の方々に入っていただく中で、研修会を開かせていただきました。その研修会でやはり基本となるのは、委員からご紹介もいただきました幼児教育振興計画の中では、一つ謳っているのは、時代を担う幼児が変化の激しい時代を逞しくしなやかに生き抜く、生きる力を、基礎を、培う時期であると。幼児期の教育は、保育も同様だと思います。そういうことを第一の目標にさせていただいております。もう一点は、質の高いという中には、障がい児等の特別な支援、それも必要なポイントだと思います。それがまた質の向上・確保ということにもなろうと思います。そういったことを引き続きやっていく中で、市長部局福祉保健部とともに、大分市教育委員会は、一緒になって、協働の中で、今福祉保健部の方がご説明したことを一緒になってやっていきたいと考えています。

(委員)

ありがとうございます。今のお話を聞いて本当に嬉しいし、本当にそういうことを同時進行でやらないと、この会議を何度重ねてもやはり行き着くところはそこだと思います。

それは、私たちのような幼児教育に携わっているとかいないとか関係ないですね。大分市に住んでいる人間がやっぱりみんなで目を向けて、子どもたちの将来をやっぴりきちっと考えて、質を高めていく、そのための研修が意外とどうしてもばらばらになってしまって、先日教育委員会の先生からお手紙をいただいた中では、本当に今までなかった画期的な幼稚園の公立も私立もない研修を開いていただいたこと、それは本当に画期的なことだと思っています。私も若い頃公立の幼稚園に勤めていたとき、すごい研究会と言いますか、研修会は本当に夜9時まで幼稚園にいて、こうだああだ、あの子をどうしたらよくなるのかと研究をしていた、それが今では公立がどうなのかと言うと、あの当時の怖い主任さんたちがいない時代から、本当に優しい私たちの後輩の人たちが主任さんとなったり、園長となったりしているのを見ますと、本当にこれでいいのかなと、それぞれの持っている役割をどれだけみんなが認識して取り組んでいるのか、というところを非常に思っているところです。公立からも刺激をもらいたいし、実際保育園の私立も公立もない保育園の人たちからも刺激をもらいながら、今いる子どもたちをどうしてあげたらいいのかとか、今いる子どもが嫌いという、実際それを言葉に出す親がいるんです。この子と性格が合わないとか言うんです。いやこのちっちゃい子と性格が合う合わない、自分の子どもじゃないかっていう部分のところも、ではそれをどう教えるかということとか、実際子どもを大事だと思って自分が親として接しなくてはいけなくても、そこにDVが入ってきたり、本当に困っている親がそこにいるわけです。その部分は本当にこの会議の中でも研修をするのではなく、こういうことをしましょうという現実的な項目が挙がってくるとみんなにもわかっていいのではないかと思います。感想みたいなかたちになりましたけれど、とにかく大分市の子どもたちがよりよい人間に、生きる力を本当に育む子どもに育つように私たちがいるんだということをそれぞれが腹を据えておくということを、どうか大分市の市教委の方から打ち出していただけるとありがたいと思っています。ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。今のお話を聞いていて、確かにこの資料4は読んで来ているのですが、いくつか抜けている点があるなということに気が付きます。前段の方、児童、子どもたちをどういう風に、ニーズ調査をするということではできていますのだけれども、具体的に一つの保育園ないし、0歳児をみるのにだいたい保育士さんや、それから幼児の場合は幼稚園の場合は幼稚園教諭が何人くらいいて、その需給がどうかとか、その育成がどうかとか、そのニーズ調査はあるのですが、提供側の記載事項が何もありません。それはやっぱりこの子ども・子育て会議はやらなければならないのではないかと思います。すぐというわけにはいかないのでしょうけれど、国の案はもしかするとそうなっているのかもしれないのだけれど、でも大分市としては提供側をどう提供し、育成し、研修も、ぜひ基本指針の中に入れていただきたいと思いますが、みなさまいかがでしょうか。そういう案もあるかと思うのですが、みなさまはいかがですか。新たなご提案とかご意見があ

りましたらどうぞ。

(委員)

今の保育士の件でございますが、大分県といたしましては今人材バンクのシステムを幼稚園と保育園の共同でやっております。登録、今子育て等で休んでおりました、復帰をしたいというような方が、今登録数で800人くらいいるのではないかと思います。実際に今それを運用して、保育園の方で再雇用をした実績は今4名となっております。というのは、非常にやっぱりまた復帰したいと言っても難しいという現状があります。ですので、今県でやっておりますけれども、ぜひとも市でもそういった取り組みをしていただきたいと思っております。

(会長)

ありがとうございます。今のお話を聞いていて、ナースバンクを思い出しました。私は看護師の求人に関しては日頃から、私の大学でも育てておりますし、その人たちがどこにどういう風に育っていくかとか、それから一度家庭に入った後にどう社会復帰するかとかというのは大変大きな問題で、それに対してナースバンクというのがあるのですが、なかなか復帰というのは上手くいかないのです。それは、やっぱり一度家庭に入ってしまったときに、働けないなと第一線に戻りにくいということと、やっぱり働かない人は働けない事情があるんだというようなことがありまして、なかなかこう第一線に復帰するのは難しいと思っております。もしかすると保育士さんにもそういうのがあるのかもしれませんが、きめ細かくやっていく中で、そこにもう一工夫要るのかもしれませんが、業者のナースの復帰に対するプログラムはものすごくきめ細かいというのがございまして、待機児童をなくしていくために、保育士さんというのはもっともっと必要になると思っておりますが、その方たちの供給をどう考えるか、その時に大変きめ細かい配慮が要るんだということも含めて、ぜひこういう基本指針に盛り込んでいただきたいと思っております。他にいかがでしょうか。

(委員)

保育士の話もありましたけど、幼稚園の教諭の方も、年齢的にとても高齢と言ったらおかしいですけど、年齢が上がってきております。もう10年ほどすると現職の方は退職します。ではその次にこれまで培ってきた幼稚園のノウハウを伝えてもらわなければならない、今で言う30代後半、40代前半の方は実は誰も居ません。伝えたくても抜けているという現状があります。先程厳しい主任さんのもとで研修というお話がありましたけれども、今幼稚園の研修会、あまり難しいことやると若い先生方がついてこられないという悩みもあって、トーンダウンして、毎日何をすればいいの、ということの研修が進められているのが現状であります。一つのこの中に書き込む中で、やはり面倒をみる保育士、教員、幼稚園教諭の補充の、例えば、30代後半、40代前半が居ないので、特別にそこに即戦力を補充できない

のかと話題になったことがあります。でもそれは、市の職員採用規定が何歳までというのがあるので、その補充はできないという状況であります。ある意味では、新たな改革で動くとしておりますので、特別枠というものも考えられるのではないかと思います。

(会長)

ありがとうございます。どうぞ。

(事務局)

今2、3の方からお話がありました。非常にその部分というのは、面積基準はクリアしているのですが、幼稚園教諭さん、保育士さんが足りないという問題は、やはり打開していかなければ本当にそういった待機児童の解消とか幼児教育、質の高い幼児教育を求めていくことはできないと、そういう風に思っております。私どもその部分は会長さんの方からもご指摘がありましたが、この事業計画の中で策定をする段階でやはり議論をしていかなければならないという風に考えておりますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。以上です。

(会長)

では、取り上げていただけるとのことですね。はい、ありがとうございます。どうぞ。

(委員)

この基本指針で、先程の説明で本当に詳しく分かったのですが、先程いくつか委員さんが言っていますように、やはり幼児教育という部分で、もう少し教育委員会の方でこの基本指針の中に少し文章を盛り込んでいく必要があるのかなと、先程会長さん、委員さんの話の中で私もそれは同感しているところであります。大分市独自で、国から下ろされた基本指針が、ベースがあるとは思いますが、もう少し大分市独自として先程委員さんの意見を取り込んだ、基本指針に盛り込んだかたちをぜひお願いしたいと思えます。

(会長)

どうぞ。

(委員)

保育の資質と質の問題についてみなさんおっしゃって、先程教育委員会の方からも話が出ていましたが、特別支援を受ける、特別障がいに対応する話をさせていただきたいのですが、支援を必要とする未就学児、専門的な対応の部分というところを、やっぱり未就学児さんが最初に社会性というか、保育園だったり幼稚園だったりすると思うのですが、そこで例えばその中でわかることってすごく多いのではないかと、現場でわかることって多いのでは

ないかと思うのですが、そういった専門性を持った職員の配置ですとか、研修ってというのはどういう風になるのかということとか、あとこれはもちろん小一プロブレムとかそういうところに関連してくるのではないかと思いますけれど、またそういったことで、県のこころの、障がい児等こころのネットワーク推進事業との連携は大分市としてどのように考えているのかとお聞きしたいのと、例えばそういった独自の、比較として未就学児、私立保育園と行政ですとか、そういったことも基本指針として入れていただきたいと思います。

(事務局)

障がい児さんの部分ということで、私どももそういった、保育園も幼稚園もそういった取り組みはやってきております。各施設に巡回相談とか、そういうようなこともやらせていただいているということで、県との連携という部分は、十分ではないのですが、子どもさんが幼保連携型認定こども園とかに入所した場合、幼児教育においても保育においても、そのような子どもさんに対応していかなければならない。そういう中でスキルアップもやっておりますし、今後ともその部分については関係各課との連携を図りながら、進めていきたいと思っております。以上です。

(会長)

では、やっていただけるということですね。よろしいでしょうか。

(委員)

基本指針の概要ということで説明ありがとうございました。10月3日に政府の方で子ども・子育て会議を開催しております、基準枠というのをまとめています。その中で、就労形態、新制度ということで、夜勤をしている方とか、そういった方も新制度として保育所を利用できるようにしていくとあるのですが、この計画の中で、国が示した新制度、この分は全部反映するかたちで大分市が考えていくのか、詳細は市町村の判断に委ねられるということですので、予算の兼ね合いもありますので、全部が全部できるということはないと思うのですが、労働者の側から言わせていただくと、実は第一子の出産を機に6割の方が仕事を辞めています。辞めていって、もう一度子どもがちょっと大きくなって就職活動していきたいと、そういう方が全国で300万人くらいいらっしゃるのですが、そういった方をもう一度社会復帰していくために、ただ保育所に預けようと思ったら全国で今2万5千人の待機児童、潜在的にはもっといると思うのですが、そういったことで、多様なサービスをこの保育所を利用するときに、多様な、夜勤の方、パートの方とか、あるいは就学中、自営業の方、どういった人たちが保育所を利用できるのか、結局最終的には保護者が利用を申し込むときに保育の必要性というのを例えば大分市が判断するのですよね。ですから、認定を受けるときにどういった就労の方までが、保育所を利用できるのか、というのを、もし今考えがあればお聞かせいただきたいで

す。

(会長)

先程の資料の中で、私も本当はこれ妙だな、という気がするのですが、11ページの資料の中で「量の見込み」の中に、教育のみ3から5歳、1号認定、保育の必要性あり3から5歳、2号認定、保育の必要性あり0から2歳、3号認定、とあります。本当に3から5歳は教育だけでいいのかと、疑問もあるのですが、でもまあそういうことも含めて、どういう人がどういう就労だったら保育の対象になるのかみたいなことを、一緒に教えていただければと思います。

(事務局)

これまでの保育につきましては、保育に欠けるという要件でございました。大分市の場合は就労以外の要件も当然ありますけれど、就労でありますと、昼間の開所時間のうちの週4日以上、日中4時間以上が要件でありましたけれど、新しい新制度におきましては、保育に欠けるから保育を必要とするという風になっています。その中で、夜の勤務とか、国から今示されている状況でありますので、そういうのをみながら大分市の方としても、保育を必要とする人には受入枠を拡大していくという考え方の中で、対象についても国に示された部分について検討していきたいと思っております。

(会長)

ありがとうございます。保育を必要とするというところをどこに書くか、どこら辺になるんですか。11ページの辺りなのですか。先程、提供者側のことも、質の向上ことも書き込む必要があるということで、大変活発なご意見いただきましたが、そうなりますと、そもそも基本指針も2ページの体系の1から6、そのものが変わるということになりますね。第3のところが変わるということで、その新たな目次をこれから作りますということですね。ぜひ次の会議のときまでに、ここら辺を変えたということを示していただいて、次の会議でそれを承認するということになると思いますが、よろしいでしょうか。どういうスケジュールか教えてください。

(事務局)

今日私の方からご説明しました基本指針というのは、冒頭申し上げました、国が今回市町村が計画を立てるにあたって、参考、手引きにしてくださいということで示されたのが基本指針でございます。市町村、自治体は基本指針に基づいていわゆる事業計画を立てていくことになっています。事業計画を立てる中の内容が保育の量的拡大であったり、先程来お話いただいております保育の質の向上でございます。保育の質の向上の中では、具体的に委員さんからもご提案のありました保育士、幼稚園教諭の研修の充実という、ここに

についても具体的な内容を計画に盛り込むようになります。この両方についてを、量の拡大と質の向上というところを基本指針に基づいて取り組んでいってください。基本指針の中で言いますと、会長もおっしゃいました第3の子ども・子育て支援の事業計画の策定に関する事項というところで盛り込まれておまして、この中で市町村が国の指針に基づいて数値目標等ひとつずつ定めるようになります。国が定めたもの、アウトラインがありますので、それにプラスアルファ独自部分をどのように盛り込んでいくかということについては、自治体の判断になりますので、そこについて、ご議論されている内容等を考えていかなければならないと思っております。あと、会長の方から言われましたスケジュールですけれども、この後説明いたしますニーズ調査の実施の後に数量等集計しまして、それに基づいたところで事業計画のたたき台を作ってまいりたいと思っております。時期としましては、2月の下旬くらいには、まずニーズ調査の結果を基にしました計画のたたきの案というものをご提示できればなと思っております。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。ニーズ調査で出てくるものと、出てこないものがあると思えます。研修の部分などは、市民に対するニーズ調査ではなかなか出てきにくいところであります。大分市ではすこやかプランですね。国に先駆けておつくりになる実績もあるわけでございます。ぜひいいものを作っていただきたいなと思えます。まだ他にもあるかもしれないのですが、時間が押して参りましたので、次に移りたいと思えます。次は「事業計画策定における区域設定について」でございます。手短にお願いします。

(事務局)【(4) 事業計画策定における区域設定について】

事業計画策定における区域設定（案）についてご説明いたします。資料5をご用意ください。

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、認定こども園、幼稚園、保育所などの提供区域や児童育成クラブなどの地域子ども・子育て支援事業について、区域ごとに「量の見込み」を把握し、計画期間における「確保の内容」を定めることとされております。この区域の設定の考え方につきましては、先ほどご説明いたしました基本指針に詳しく記載されております。

基本指針では、区域の設定について「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある」と定められております。

資料5の上段の表をご覧ください。このことから、本市としましては、狭い区域で定めると、将来人口が減少した際には、定員を下回る施設が増加することが懸念されますこと

から、柔軟な対応ができる一定の区域で設定をしたいと考えております。また、行政区単位として本庁・支所単位でみますと、本庁管轄が広すぎるため、同じ本庁管内であっても整備する地域が異なれば、保護者の利用希望に的確に応えることができないなどの問題があります。そこで、主に本庁管内を細分化した行政区単位として、地区公民館があります。地区公民館は、住民の学習、文化、スポーツ活動を支える生涯学習の拠点であるとともに、地域コミュニティ再生事業の拠点施設として、多くの市民に利用されており、市民にとって親しみのあるものと考えられます。このようなことから、市内13か所ある地区公民館単位を基本の区域として、事業計画を策定していきたいと考えております。

しかしながら、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用状況と、地域子ども・子育て支援事業における各種事業の利用状況は、異なるため、一律に地区公民館単位の区域で事業計画を立てることは、必ずしも市民ニーズを反映したものとはならないと考えております。たとえば、認定こども園や保育所の利用を希望する保護者は、必ずしも居住する小学校内にある施設を希望するとは限りません。小学校区外であっても勤務先に近い施設や通勤上利便性の高い施設を希望する方も多くいらっしゃいます。保育所等への送迎についても、布団などの荷物もありますことから、多くの保護者が車を利用されています。また、幼稚園についても、園のバスで複数の小学校区をまたがって送迎を行っているところが多くあります。このため、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設の区域設定については、ある程度広い範囲での区域設定が可能であるものと認識しています。一方、地域子ども・子育て支援事業の一つである放課後の小学生を預かる「児童育成クラブ」では、小学校の敷地内または近隣に施設が必要となりますので、小学校単位でのニーズを把握したうえで事業計画の区域を定めていく必要があるものと考えております。

こうしたことから、事業計画の策定に関し、認定こども園や幼稚園、保育所等の区域設定につきましては地区公民館単位で、児童育成クラブ等の地域子ども・子育て支援事業につきましては、ニーズ調査を勘案した上で、それぞれの事業の実情に即した区域を定めてまいりたいと考えております。そのため、ニーズ調査に関しましては、地区公民館単位などの広い区域で抽出調査を実施しますと、その結果を小学校区単位で分析することが技術的にできないため、小学校区単位でニーズ調査を実施したいと考えております。

以上で、区域設定の説明を終わります。

(会長)

ありがとうございます。何かありますでしょうか。なければ時間が押していますので、先にニーズ調査案についてご説明いただきたいと思っております。

(事務局)【(5) 大分市子育てに関するニーズ調査について】

「大分市子ども・子育て支援ニーズ調査(案)について」説明いたします。資料6をご用意ください。説明に入ります前に、恐れ入りますが、資料の訂正をお願いいたします。

10ページの調査のスケジュール予定の上から3段目の「10月中旬～11月下旬」を「10月中旬～11月中旬」に訂正をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。今回のニーズ調査につきましては、新制度にかかる事業計画の策定のために、全国の自治体で取り組むこととされていますため、国からニーズ調査の標準的な形が示されております。このことから、大分市では大分県と県下の市町村とニーズ調査の実施方法について協議した結果、県下統一の共同調査方式を導入し、調査委託の効率化と経費の削減を図ることといたしましたことから、調査項目が国の統一項目、県下統一項目、市独自項目で構成されております。

はじめに、1ページ目の「調査の目的」でございますが、これまでに説明した内容と重複いたしますので、省略させていただきます。

次の2ページをお開きください。調査の対象でございますが、①小学校就学前児童がいる世帯、②小学生がいる世帯を対象にしております。同一世帯で重複しないよう抽出する予定でございます。調査対象の一番下の欄にあります「①②共通項目」ですが、就学前児童と小学生の両方に次世代育成支援後期行動計画の評価を行なうための設問とし、大分県、大分市とそれぞれ独自の質問としております。

続きまして、3ページをご覧ください。「量の見込み」を積算するための調査の実施方法ですが、すべての世帯を対象とはせず、一部の児童を抽出してアンケート調査を行います。その上で全体量を推計いたします。「3」になりますが、サンプルは、年齢や地域、大分市では小学校区ごとに無作為抽出し、郵送で配付・回収する予定です。

次に4ページをご覧ください。調査のポイントですが、事業計画を策定するにあたり、「量の見込み」を推計しますが、推計上不可欠な調査項目があります。対象となる設問については、後ほど説明いたします。また、次世代育成支援対策推進法に基づくニーズ調査を実施した際の課題として、実際の必要量よりも見込み量が多くでる傾向が全国的にみられたことから、一定の利用料が発生することを明記したり、一部の設問に「利用する必要がない」という選択肢を設けることにより、ニーズを過剰に推計しないように配慮しております。

次の5ページをご覧ください。調査のポイント②の回収率ですが、今回の調査を信頼性のあるものとするために、対象児童数54,000人のうちの約2割の10,800人に調査票を送付し、約1割の5,400件の回収を見込んでおります。次世代育成支援後期行動計画の策定の際のニーズ調査では、就学前児童と小学生をそれぞれ2,800件、対象児童の約1割を抽出調査しております。就学前児童の場合は回収率が64.6%でした。ただし、無効の回答もありましたので、最終的には55%の有効回答率となっています。また、小学生の場合は、小学校の協力もありまして、回収率84.4%、有効回答率が71.1%でした。今回のニーズ調査は、特に就学前児童は設問項目が多いため、回収率が低下するのではないかと懸念しておりますことから、配付数を増やしたところがございます。また、回収率を確保するために、調査の重要性を伝える中で、矢印による誘導やデザ

イン等で可能な限り負担の軽減が図られればと考えております。加えて、回答期限の1週間程度前には、対象者に確認はがきを送付してまいりたいと考えております。

次のページをお開きください。6ページからは、就学前児童と小学生の設問内容を一覧にしたものです。6ページ、7ページが就学前児童で、8ページと9ページが小学生の設問項目になります。調査票は、県下統一の設問と市独自の設問に分かれております。大分県においても子ども・子育て支援事業計画の策定や次世代育成支援後期行動計画の評価を行なう必要がありますので、各市町村が個別の調査を行うと集計にばらつきが生じるため、統一しているところです。県下統一項目のうち、必須項目と任意項目があります。これは、国が示したニーズ調査（案）を基本としておりまして、事業計画を策定する際に量の見込みを算出することになりますが、「量の見込み」を推計するにあたり、必要な設問となっております。先ほど4ページの「調査のポイント」の1に該当する部分になります。

続いて、10ページをご覧ください。調査スケジュールの予定ですが、本日の会議で委員の皆様からご意見を伺った後、10月中旬から11月下旬にかけて、業者と委託契約を行い、調査票の確定、発送、回収をしていきたいと考えております。集計・分析は委託業者が行うこととなりますが、集計結果を今後の子ども・子育て会議で報告させていただきたいと考えております。

次に、ニーズ調査票（案）を説明いたしますので、資料7と資料8をご用意ください。資料7が就学前児童、資料8が小学生を対象にしております。資料7に沿って説明をいたします。先ほども申しあげましたように、ニーズ調査は大分県統一設問と大分市独自設問に分かれております。

それでは1ページをご覧ください。今回の調査を実施するにあたり、保護者の方に、調査を実施する趣旨を記載することで調査の重要性を伝え、回収率の向上を図っていきたくと考えております。

次に3ページの問1をご覧ください。先ほどの区域設定において、ニーズ調査は【小学校単位】で実施することといたしましたので、この設問については【小学校区】を記載する予定です。

今回の調査結果をどのように事業計画に反映していくかですが、家族の状況や保護者の就労状況などを基礎としまして、各事業の現在の利用状況に加えて、今後の利用希望を把握することにより「量の見込み」を推計することとなります。

たとえば、7ページをお開きください。問10の設問で、保育所や幼稚園などの現在の利用状況を確認します。続いて、10ページをお開きください。問11では今後の利用希望をきいた上で、問11-1で、利用したい地域を確認いたします。これにより、どの地域に、どのような施設を、どのくらいの人数が希望しているのかを把握することができます。その結果を本市の現状と見比べることで、不足する地域に施設を増やしていくという、今後の事業計画に反映していくこととなります。

また、24ページからは、本市における独自の調査項目になります。子ども・子育て支

援法に基づくものとして、問（１）と（２）に２つの設問を設けております。教育・保育事業を選択するにあたり重視する点を問うもの、そして、地域子ども・子育て支援のひとつである利用者支援に関するものです。施設を選択するにあたり重視する点を問うものについてですが、本市においては待機児童の解消が喫緊の課題となっておりますが、施設を増やしてだけでなく、多様な保育サービスの提供や質の向上も併せて図っていく必要があります。利用者がどのような視点で施設を選択するのかを把握した上で更なる改善に努めていきたいと考えております。また、利用者支援については、新制度で新たに取り組む事業となりますことから、保護者が認定こども園、幼稚園、保育所などを選ぶときや、子育て支援サービスを利用する際に情報提供・助言等のどのような利用者支援を求めているのかを把握したいと考えております。問（３）以降の設問については、次世代育成支援後期行動計画に基づく評価の指標として調査するものでございます。今回、用意いたしました資料は、県下統一分と市独自分とに分かれておりますが、実際に調査する際は体裁を整えた上で実施いたします。

以上で、ニーズ調査についての説明を終わります。

（会長）

ありがとうございます。ご意見・ご質問、もっとこれを足すようにとか、これは要らないのではないかとかがございますか。

（委員）

先程の説明、区域設定についてですけれども、市の方も色々柔軟性を鑑みて設定しているようだけれども、なお区域を越えることは考えられるのではないかと。もうひとつまた幅を広げた柔軟性を持ってほしいなと思います。それから、今回ニーズ調査の対象児ですが、調査の対象がここにそれぞれの施設関係に入っているお子さんが主な、中から抽出するようになっていきますけれど、１３ページに、それぞれの施設に行っていないお子さんの数が載っております。３歳未満では７４％の保護者の家庭が対象になるし、３歳以上は１５％の子どもたちが、家庭がこのニーズ調査から外れるのではないかという風にちょっと資料から読めたのですが、そこらはどういう風になるのですか。

（事務局）

今回の調査は、住民基本台帳から無作為抽出をいたしますので、現在施設に通っている方を対象とした調査ではございませんので、その点をご安心ください。

（会長）

最初の質問に関して言えば、例えば１０ページの間１１－１に、利用したい場所に先程の校区の番号を入れるとか、そういうことも考えられるのですね。校区は最初には言って

いますけれど、別に具体的に校区が問11-1にあれば、校区ごとのニーズがもうちょっときめ細かくわかるかと思ったのですが、そこら辺はいかがですか。

(事務局)

問の1で、ここは例で1から10まで○になっていますが、先程の資料5の差し替えをご覧いただきたいのですが、ここの問の1のところにお住まいの地区としてお伺いするのは、資料5の右にあります小学校区を記載いたします。01の金池小学校区から、61の今市小学校までをこの地域の中に、問1の中の指定いただく区域として設定いたします。そういたしまして、10ページの問11-1でも問1の番号に基づいたところで、区域を行きたいところの施設で答えていただきますので、統計上は小学校区単位で集計ができるという仕掛けを取っております。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。他にご質問・ご意見はいかがでしょうか。

(委員)

お願いがあります。市の子ども条例の中に、小学生用のニーズ調査の鑑の部分の見開きですが、市の子ども条例には「保護者は、子育てについて第一義的責任があることを自覚し」と表記があるのですが、現場からすれば、これが一番大変だと思うのですが、このアンケートの中に「責任があることを前提としつつ」という非常にやわらかくなっているのですね。ですから、どちらかというところ少し強めな表現、もしくは太字とか、そういう変更ができないだろうか。できましたら、責任を有するんだということをもっと親の方にもしつかり、アンケートの方でもアピールしてほしいと思っています。以上です。

(会長)

ありがとうございます。可能でしょうか。具体的にどの部分ですか。

(委員)

2ページの括弧の中の3段目、「保護者を支援する環境を整備」の段落の1行目の終わりくらいですね。

(会長)

ここは文章を考えるとということで。「自覚しつつ」辺りに考えるということで。ちょっと文章が多いという感じがします。若い人たちは目がいいかもしれないですが、ちょっと多いなという感じがしますね。通常の記事にしますとちょっと多い感じがします。

(事務局)

ここのリード文等につきましては、県下統一ではございますけれど、まだあたる時間がございますので、県と協議しながらなるべくご意見に沿えるようなかたちで調整していきたいと思っております。

(会長)

他にいかがでしょうか。これでニーズ調査がされるわけですが、先程の質の話というのはここに入るのでしょうか。研修に関してはこの中に盛り込むのは難しいということですね。これは前回お配りして見てきていただいていますね。では、幼稚園のことは、幼稚園というか就学前用と小学生用がございしますが、小学生用に関してはどうですか。

(委員)

ちょっとひとついいですか。ちょっと私わからないのがあるのですが、先程私立幼稚園で預かり保育を利用されている子どもたちが、家庭が多いというお話をしましたけれど、そういう就労しながらでも、幼稚園の教育を受けたいという、そういう保育園の支援と同時に幼稚園の教育を受けたいというのは、ニーズ調査の中に盛り込むことはできないのかと思っております。

(会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

今のご質問でございますが、就学前児童のニーズ調査、10ページの問11のところをご覧いただきたいと思うのですが、ここで利用したいものはすべて○をしてくださという設問にしております。ですので、ご質問にありました例えば幼稚園を希望したい方であれば、1の幼稚園と2の幼稚園の預かり保育、こういったものを○をされてくると思いますので、1と2に○のある方については、幼稚園教育を望んでいるものと私どもは分析ができると思っております。

(委員)

例えば2に幼稚園の預かり保育と、その方のご家庭が例えば就労というか、どうしても預からなければならぬというような、そういう風な判断になるのですか。要は、仕事をしていても幼児教育をしっかり、幼稚園という施設に預けたいというのが見えた方が、先程幼児教育のことについて色々お話がりましたが、このことから見えにくいかと思われました。

(事務局)

これについては、クロス集計という手法がございますので、保護者の就労状況を別に聞く設問がございますので、それと併せて幼稚園を希望するということをクロスすることによって、統計としては出てきます。

(会長)

他にご意見・ご質問いかがでしょうか。どうぞ。

(委員)

資料7の4ページの設問7の「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」というところで、これは同居の方を示しているのか、例えば自分の職場に行く途中にじいちゃん、ばあちゃんに預ける、国の新制度では同居の親族がいる場合も利用可能にするっていう新制度なんですけれども、これはその保育所に行く途中にじいちゃん、ばあちゃんに預けることができる、ちょっと日常的に、というのがわからなかったのです。

(事務局)

ここのところは、同居、別居関係なく、今そういう施設を使っていない方がどういう状態ですか、ということであります。だから、祖父母等の親族にみてもらっているっていうのは、同居、別居全然関係なく、ここで質問している状況です。それと、委員さんから区域設定の話がもっと広げられないかということで、事務局の方も色々考えました。一番いいのは一番細かく小学校区単位がいいのか、ということからスタートしたんですけれど、やはり先程説明しましたように、保育所とか幼稚園については車で仕事の近くとか、勤務途中とか、幼稚園に関しても小学校区だけでなく送迎バスで広く集めているというところから、やはり行政区域だけでは本庁区域があまりにも広すぎるという観点から、そのところは地区公民館っていうかたちで、最大広げて、そこまで広げる必要があるということで、地区公民館を基本とさせていただいております。もう一点は、事業ごとによって、育成クラブについてはもっと小さい単位が必要だということで、事業の内容によっては、そうやって小さく区分することもありますけれど、この区分設定の中で事業計画を策定して、また計画に沿って進めていくわけですが、利用状況とかを見ながらまた変更とかいうのも出てくるかと思うので、今回の区域設定については、一応基本としては地区公民館単位を最大として考えています。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(会長)

かなりご意見いただきました。いかがでしょうか。まだこういうところが、というのはございませんでしょうか。もしこれで一段落いただけるようでありましたら、今後の扱いについて事務局の方からご説明いただけますか。

(委員)

今後の日程で、今意見が出ていますので、2月というよりももう一度この会議を中間的に、今の意見を踏まえてですね。

(会長)

では、その意見を踏まえていかがでしょうか。

(事務局)

ただいま、委員の皆様方からいただきました意見を踏まえまして、ニーズ調査でできるところ、先程私どもからご説明させていただいたような方向性でお願いしたいというところで、私どもも検討していこうと思っております。今委員さんの方から、あとニーズ調査の部分につきましては、先程日程的なものもご説明させていただきました。そして県下同一の様式でいくと、それとやはり計画策定まで非常にタイトなスケジュールの中で泳いでいるというもあります。もしそういったかたちで、11月には調査票を発送する必要がありますので、私どもとしては今いただいた中で訂正できるところは訂正させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(会長)

後の扱いも一緒に言っていたいただけますか。訂正した後も。

(事務局)

訂正させていただいた後は、事務局といたしましては、会長、副会長にご一任いただきまして、というようなかたちで考えております。結果につきましては、皆様方にご報告させていただくと、というようなかたちで持って行かさせていただきたいという風に思っております。以上です。

(会長)

その後のもう一回という話は、後でまたあるんだと思いますが、今このニーズ調査票の修正に関しては、会長、副会長に一任というかたちが事務局からの提案でございました。

可能でしょうか。ご一任いただけますでしょうか。

委員より賛成の声あり

はい。ありがとうございます。では、協議の結果につきましては事務局から皆様にご報告するようにいたします。他にご意見ございますでしょうか。どうぞ。

(委員)

先程のアンケートの方なんですけれども、就学児前のアンケートで、24ページのところで教育のところなんですけれども、教育についての満足度に関して調査するものがないようなので、できればどのくらいまで到達しているのか、満足しているのか、というのをアンケートの中に入れていただければと思いました。あともう一つは、小学生のニーズ調査票なんですけれども、16ページで問17、大分市の自然環境というものがあまして、問18にも身近な自然や環境とあるんですけれども、この違いは何か教えていただければと思います。

(会長)

どうぞ。事務局の方から。これは教育委員会の方ですか。入れていただいたのは。

(事務局)

この件に関しましては、項目を減らすために問18を見直したものですから、問17と問18はダブリになっております。訂正いたします。申し訳ありません。

(会長)

では、問17を削除ですね。他に何かありますか。

(委員)

できれば、問18に「どちらでもない」を組んでいただければいいかなと思いました。

(会長)

わかりました。では、それはそのようにお願いします。満足度に関しては、資料7の方にも出していただけるようにお願いします。以上でよろしいでしょうか。

(事務局)

満足度についてなのですが、今満足度については、こういうアンケートの中には入っておりません。ただし、大分市全体として色んなかたちのアンケートを取るシステムが別にございます。その中で、幼稚園教育についてなど、このような抽出のアンケートではないかたちもありますので、そういうものも参考にさせていただこうと、もちろん考えており

ます。

(事務局)

保育所も一緒に、そういうようなかたちで考えています。

(会長)

この会議の中で意見が出た分でありますので、このニーズ調査に重ねて今の現状と満足度を一緒に入れていただくと、次の子ども・子育て会議に反映しやすいと、そういうご意見だと思います。他にありますでしょうか。

(事務局)

今の市全体の色んなかたちの満足度というか、アンケートもありますが、その調査が何名を対象としているのか、どのくらいの回答を得ているのか、というのは持ち合わせしておりません。そこの比較の中で、必要であればこの中でということも考えていかなければならないと思っております。

(事務局)

今の満足度調査の部分ではありますが、アンケート調査になりますと、これは無作為抽出になりますので、委員さんの方からあった部分は、幼稚園も保育所の方も、保育所とか直にアンケートを調査を行うとか、このアンケート調査の補完的な調査を行っていただければ、これだけでは本当にすべてが、特に保育の質の部分は、実際にお預けをされているお母さんたちは、非常に注目というか、非常に関心のある部分だと思います。そして私どもも今度子ども・子育て支援事業計画を策定する時に、そういったところをやはりベースにしながら、やはり計画を、具体的な計画を盛り込んでいく必要があるのかなとそういう風に思っております。よろしいでしょうか。

(会長)

今をお伺いしますと、7ページ、資料7の8ページ辺りだと具体的に感じる感じですね。問10-4「事業を利用されている理由についてお伺いします」ですね。その事業、保育を利用している方は満足でしたかということを一項目入れればよいということですね。その問10-4の後、10-5の前辺り。そうすると、利用した人たちだけが出てくるということになります。

(事務局)

就学前の方の質問には入れていないのですけれど、小学生用の資料8の方なんですけれど、その問19、「小学1年生のお子さんの保護者にお尋ねします」ということで、「就

学するまでの教育内容や教育活動に満足感を得られましたか」ということで、こちらの方で幼児期の満足度をお聞きするようにはしています。

(会長)

幼稚園に対する満足はそこに入っているかもしれませんが、保育園を含めての満足はないのですね。そういう意味では問10-4の下に基本的には入れるのが2つを揃える意味ではいいように思います。小学生用に入って、子ども用に入ってない理由は何かあるのですか。

(事務局)

幼稚園の満足度をお聞きしたかったので、現在使ってらっしゃる方よりは、もう使って直近の方にお尋ねするというかたちを取っています。それと、あとの小学1年生の質問については、次世代育成の方の評価の指標になっていますことから、満足度を調査するようなかたちを取っています。

(会長)

就学前のお子さんに関して取らない理由は何ですか。

(事務局)

今回、独自で取るようにしているのが、統一の部分にプラスをして、次世代行動計画の評価の指標になっているものを選んで調査をするようにしました。というのが、今回とても質問項目が多く、回答者の負担になるということがありまして、できるだけ質問項目を削ったかたちで案としては作っております。また、先程のご意見も踏まえた上で、質問項目が増えないように、できるだけ満足度も取るということで検討はしたいと思います。

(会長)

同じ調査の中で満足度があるかないかというのは大きな問題だと思いますので、先程質の評価もありましたし、ぜひ前向きにご検討いただければと思います。では、他にございませんでしょうか。時間も過ぎてしまっております。特にございませんでしたら、事務局お返ししたいと思います。

(事務局)

次回の会議についてでございます。次回の子ども・子育て会議につきましては、大分市の子育て支援計画の策定についてご意見をいただくために、前回のスケジュールにはございませんでしたが、全体の計画のアウトラインというようなかたちで、11月下旬の開催を考えております。そして、その次の会議につきましては、ニーズ調査を年内に実施しま

すので、その結果を基にスケジュールどおり来年の2月ごろを予定しております。なお、詳細な日程につきましては、改めてご連絡いたします。よろしくお願いいたします。以上でございます。

本日は、長時間にわたるご議論、お疲れ様でした。今からニーズ調査をして参ります。その結果を基に策定ということになっています。そのことで、今日と同じようにご意見をいただきながら、進めて参りたいと考えています。村嶋会長さんにおかれましては、円滑な議事進行をおこなっていただき、大変ありがとうございました。また、委員の皆さまも活発なご議論ありがとうございました。第2回子ども・子育て会議を終わらせていただきたいと思います。大変お疲れ様でございました。